

# 自由民権期の山田泰造

— 高等法院における花香恭次郎の弁護活動まで —

新井 揆博

はじめに

山田泰造は川崎の渡田に生まれ、自由民権運動の中で民権家代言人として活動した。特に、福島事件・加波山事件・大阪事件など激化事件における代言人としての活躍は世間から高い評価を得た。

その後、再興自由党员として川崎から立って衆議院議員として五期にわたる意欲的な活動を展開した。一八九八（明治三二）年に政界を引退したあとは、東京弁護士会、日本弁護士協会などにあつて弁護士活動に専念した。山田泰造は一九一七（大正六）年に他界するが、終生在野の人であつたといわれている。

山田泰造に関する集団的な研究は、川崎地域史研究会が、一八七九年以来一年七か月をついやして共同調査・研究をすすめ、関係諸団体と協力して「山田泰造を偲ぶ会」をもち、中間的な研究発表を行なつた時に始まる。そして、同研究会はその成果を「山田泰造関係資料」にまとめ、八十年十一月二二日・二三日に横浜市で開催された「自由民権運動百年全国集会」に参加している。

筆者はその成果をうけ、八二年三月、法政大学第二高等学校紀要『研究と評論』一一八号に「民権家代言人山田泰造年譜」を著した。

その後は、京浜歴史科学研究会の研究努力によつて山田泰造に関する研究が進み、とくに一九九〇（明治三三）年の第一回衆議院議員選挙を巡る『川崎警察文書』の分析を通して『史料集』（『年報』第五号）にまとめられ出版された。その成果は、山田泰造の研究は勿論、地域の政治・経済・社会などの動向や背景をつぶさに教えてくれる貴重な史料となつた。

自由民権運動において代言人の活動は目を見張るものがあつた。

当時、代言人の活動にたいする人々の関心は高く、『人物評伝』が出版され、多くの人に読まれていた。山田泰造についても、左記に示す『人物評伝』にその活動が掲載されている。また、諸激化事件の裁判についても、新聞各社で『傍聴筆記』にまとめられ全国の読者に伝えられた。高等法院における福島事件の裁判についても『福島事件傍聴筆記』によつて伝えられ、星亨をはじめ山田泰造らの民権家代言人の被告への弁護活動が全国の読者に読まれた。

この小稿では、それら限られた史料ではあるが、それぞれの『評伝』と、福島事件高等法院での山田泰造の弁護活動を伝える朝野新聞に掲載された『傍聴筆記』などから、山田泰造の出生、代言人になるまでの学歴・職業、自由党への入党、高等法院の弁護活動、人物評価などを整理して山田泰造の人物像にせまってみたい。

## 一 『人物評伝』にみる山田泰造

山田泰造に関する『人物評伝』には左記に掲げる著書の存在を確認することができる。

- A 足立重吉『代言人評判記』明治十六年九月刊
- B 水谷新八『新刻名士百家伝』明治十七年七月二十一日刊
- C 小林謙次郎『大阪事件弁護人評判記』明治二十年十月刊
- D 石川慨世『国家保安壮士退去顛末記』明治二十一年一月刊
- E 高木伊三『退去者人物論』明治二十一年二月二日刊
- F 関谷男也『帝国衆議院議員実伝』明治二十三年八月刊
- G 渡辺勝用『大日本帝国衆議院代議士列伝』明治二十三年八月刊

- H 木戸照陽『日本帝国国會議員正伝』明治二十三年
- I 伊藤仁太郎『衆議院の解剖』明治二十五年五月刊
- J 東恵仁『明治弁護士列伝』明治三十一年九月刊
- K 日本現今人名辞典発行所『日本現今人名辞典』明治三十四年十二月七日刊
- L 日本力行会編纂『現今日本名家列伝』明治三十六年十月刊

(一) 山田泰造の出生について

(頭部に記したABCは、各『評伝』を記号で示した。)

- F 氏の生誕は、弘化三年四月にして、神奈川県下橋樹郡田島村の産なり。
- G 氏は、弘化四年本県下橋樹郡田島村に生る。
- H 山田泰造君は、弘化三年四月を以て、神奈川県下橋樹郡田島村に生る。其家、世々農を業とす。
- J 君は、天保十四年を以て、神奈川県橋樹郡田島村字渡田に生る。家嚴を田口太左衛門と稱す。君は其二男なり。後、故あつて山田家を襲ぎ、姓山田を冒す。
- L 武州橋樹郡の人、天保十四年を以て生る、田口太左衛門氏の二男にして後山田家を襲ぐ。

(句読点は新井が記す)

山田泰造の生年月日については、川崎市渡田成就院にある墓碑に「大正六年九月十二日没、享年七十五歳」と記されているところから、逆算して天保十四年の出生になる。また生家田口春蔵氏家の文書にも「武州橋樹郡川崎領渡田村田口太左衛門の二男として出生」と記載されているので「天保十四年の出生」が正しい。

(二) 代言人になるまでの学歴・職業

F 氏は、素農家に生れたれども、深く農業を嫌ひ、年十六七にして去て江戸に往き、研師の徒弟となりて業を学ぶこと

三年是亦氏の能にあらず、去て米商某の養子となり商業に従事して失敗し悉く其産を破る。是も亦氏の長所にあらず、更に西洋割烹店を開き、商にもあらず工にもあらず、一種の雑業を営み、朝に碧眼の外客を迎へ夕べに黒髯の顧客を送りしが亦失敗して業を廢し、更に法律学を研究して大に得る所あり、遂に業を成し明治七年代言人となる。

G 幼より農業を好まず、十六七歳の時東京に出て刀研職某の弟子となること三年、去て横浜に至り米商某の養子となりしが、其後法学を修めて代言人となる。

H 君幼にして鋤鋤を肩しに耕耘に従事することを好まず、十六七歳の頃に至り、東京に出て刀研職某の弟子となる。居ること三年、亦た去つて横浜に至り米商某の養子となる。後ち法律学を研究して代言人たるの志あり、是より日夜雪の間法學を攻めて竟に代言試験に及第し、爾來専ら代言の業務を執る。

I 三百の議員中、君の如く面白き履歴を持てる人はなかるべし、米搗となり、刀屋となり、其間に辛ふじて読み得たる書物、最も早く代言人となり、正直を売物にして漸く産を興せり。

J 君幼にして穎悟常に読書を好み、五歳にして之無の二字を知り、六歳にして能く文字を読む。人若し君に孔方を與ふれば君之を徒費せず直ちに書籍を購ふ。斯の如く君は幼にして書淫なり。然れ共寒村師に乏しく学業を遂る能はざるを以て、庚九才にして甫て父に乞ふて東都に出て親戚某方に寄寓し、師に就て和漢学を蔵修し大に造詣する所あり、尋で又蘭学を修む。君長じて後ち諸種の業を経営せしが、不幸にして一も天の休靈を蒙らず、生計稍々浼齊す。因て横浜に行き代言人となる。明治九年代言人規則を發布せらる、君世の進化に伴ふて代言人の社会に必要なことを感じ、同試験に対策して登第し、同十一年更に東京に出で、

代言の業務を拡張し、爾來専心民権財産保護の職に従事し受託事件に就ては一意熱心勉強を以て之を審査し、訟者に對しては真摯款悃以て訴事を領受し訟者をして徹頭徹尾悦服せしめざるはなし、故に訟客常に君が門前に輻輳し、名声日々に隆々として揚る。

(句読点は新井が記す)

山田泰造は、幕末の激動の時期に少年期から青年期を過ごし、一八六八(明治一)年には二十五歳に達している。この間の山田泰造に關係する史料が乏しく、泰造の人間形成については、今日の段階で軽々に断定することはできない。『人物評伝』「J」によると、山田泰造が幼少から読書好きで、両親もそれを認め、九歳(一八五一年)になった泰造に期待を込めて江戸にある親戚に寄寓させ、和漢学、蘭学を学ばせたことがわかる。

「F」「G」「H」には、十六七歳の頃(一八五八、九年)、農業を嫌って研師の徒弟となつて三年間江戸で生活していることになっている。一八五八年は、日米修好通商条約が締結された年で、以後、政治的には尊王攘夷運動と安政の大獄、そして開国後の経済変動は、川崎宿に近い田島村渡田の農家にも泰造にも少なからずの影響を与えていたにちがいない。一八六五(慶応元)年、川崎宿新宿町の米穀商が打ちこわされ、六六年にも川崎宿で打ちこわしが起つていたのである。

横浜に出て米穀商の養子になった山田泰造はどうだったか。「F」では、その後西洋割烹店を開いていることになっているが、『明治文化史』(生活編)によると、「西洋料理店の最初は、一九七〇(明治三、四)年頃横浜にできた開陽亭で西洋人を相手にしたものであった」という。したがって、西洋割烹店の経営はこの頃のものと思われる。

山田泰造は、幾つかの事業を営んだが失敗し、最後を選んでのが代言人になることであつた。「F」「J」によると、明治七年に横浜

で代言人となつてゐる。山田泰造がなぜ代言人になつたのか明らかでないが、「H」が「日夜蜜雪の間に法学を攻めて竟に代言試験に及第し、爾來専ら代言の業務を執る」と記しているように、この数年間の努力の結晶が、一八七七(明治十)年に、神奈川県で植木綱二郎に次ぐ第二番目の免許代言人にさせた。時に山田泰造三十五歳であつた。

(三) 山田泰造が自由党に入党したのは

G 氏は最初より自由黨員にして、自由党の幹理と為なり、汲々屹々事務に執掌すること久し、而して自由党解党後も自由主義を操守して変せず。

J 明治十二年の頃に至り其勢ひ蕩々頗る森盛なり、載ち全国の有志者東京に鳩集して団体を造る。之を国会期成同盟會と稱し、終に太政官に至り、当局大臣及び參議廟堂諸公に謁して国会開設の必要を説き、又は元老院に建白を為せり。当時君も亦此団体に入りて大いに竭力せり。明治十四年に至り向後十年を期して国会を開設す云々の詔勅あり、茲に於て同會は其目的を遂行せり。因つて同會を解き更に改めて準備政黨を組織す之を自由党と名く、君亦同黨に入り幹旋奔走席暖まらず。

(句読点は新井が記す)

大井憲太郎は、明治十一年八月に法律結社「明法學社」付屬の代言局「明法社」を、銀座三丁目十一番地河岸通りに設けているが、山田泰造、植木綱次郎もこの「明法社」に働いていた(1)。

明治十三年十一月十日から国会期成同盟第二回大会が東京でもたれているが、山田泰造は自由民権運動の高揚のなかで、明治十三年十二月に浅草井生村樓で開催された「立誠會政談演說會」に民権弁士として登段しているのである。当日は志摩万次郎、大岡育造、高梨哲四郎らの代言人や草間時福、末広重恭ら當時の一流の言論人も

雄弁をふるつてゐる。山田泰造はこの頃から積極的に政治活動にも参加していったと考えられる。

この「立誠会」は代言人代表の植木綱次郎、中島又五郎と末広ら新聞各社代表とともに、同年一月に結成された演説結社である。山田泰造も当初から参加していたと推定され、翌年四月まで同会の弁士として活躍し、その後も各地で弁舌をふるつてゐる(2)。

自由党が結成されるのが十四年十月二十九日であるが、山田泰造は、代言人として自由民権運動の渦中にあつてその活動を展開していく過程で自由党に加入していく。『自由新聞』は、黨員として山田泰造を明治十五年九月十三日(第六拾号)に追加記載している。

#### (四)『人物評伝』の山田泰造の弁護活動・人物評価について

##### A 高等法院の弁護人中、世上ノ評判紛々トシテ、人毎ニ其ノ

毀誉ヲ異ニシ之ガ品評ヲ下スニ苦シムハ山田泰造君ナリ。  
甲者曰ク、君ハ老成ノ人ニシテ尤モ民法ヲ得意トス。其弁舌人抑揚モアリ、頓挫モアリ、波瀾モアリテ能ク法度ニ適セリ。高等法院ノ弁護ノ如キ着実温和ニシテ聴クニ足ルベシ。君ハ自由党中ニ於テ錚々ノ才学アルヲ以テ、該黨員ノ為メニ推サレテ自由党懇親会ノ幹事トナレリ。君ガ改進黨ト共ニ演説セラレシ如キハ、君ガ平生公平ノ見ヲ持スルヲ証スル足ラント。

乙者曰ク、君ノ弁舌ハ左程ニ拙キ性質ニハアラザレドモ、何ヲ云フニモ之ニ着実ヲ氣取りテ、時々愚人ニ似タル事ヲナス性分ナリ。然レドモ、君ガ平生ノ実力ニ於テハ花香氏ヲ弁護スルオ手際ヨリ勝ル事ハ誰モ知ル所ナリ。我儕此レマデ、未ダ君ガ弁護ニ出デタル事ヲ慣聞セズ。故ニ君ハ弁護ガ特ニ不得手ナルモノナラント思ヘリ。君ハ自由党中ニハ随分人望アリテ、自由懇親会ニハ幹事ニ撰擧セラレテ現ニ其職ニ在リ、蓋シ該黨員ハ君ガ才ニ推服シ之ヲ撰擧セシニ非ズシテ、小使然ト能ク熱心ニ働ク所ヲ愛シテ幹事トセ

シナラン。君ハ自由黨員ニテ在リナガラ改進黨諸氏ガ自由党ヲ駁撃スル中ニ加ハリテ、恬然演説ヲセシハ我儕之ヲ指斥セザラント欲スト雖モ得ンヤト。

我儕今マ此ノ二者ノ言執レガ是ナルヲ知ラズ。然レドモ君ノ議論ハ、出来ノ善キ時ト出来ノ悪シキ時トアレバ、其ノ他ノ事モ亦タ之ヨリ推理シテ考フルニ、君ハ何事モ出来不出来ナルナラン故ニ、甲者ノ見ハ出来ノ悪ルキ事ヲ称シ、乙者ハ出来ノ善キ事ヲ称スルナラン歟。

時に山田泰造君選れて花香恭次郎君の弁護人を命ぜられ、七月中旬開聽の日より九月下旬の宣告閉廷に至るまで数十回法廷に出で、其の所為の国事犯に非ざる旨を滔々論弁せられたり。

##### C 質直ニシテ勤勉人ノ為メニ謀テ倦マザルハ君ガ長所ナリ

君ハ剛毅果斷の勇ありと雖ども、温和沈着にして容易に其の風を示さず、篤実にして人を欺かず、又、能く人を憐れむに至りてハ殆んど君主の風あり。平素代言を業とし、曩に東北事件の獄起るに及んで、多母野秀顯氏の弁護人となり、着々法理を論じて毫も屈せず、聞く者其の伎倆に感ぜざるなし。

福島事件に付て、星亨氏、大井憲太郎氏等と共に弁護に従事し名声隆々として起り、少壮代言人中、錚々の譽ある者は山田泰造氏なり。自由党解党後も自由主義を操守して変せず。

H 明治十六年福島の大獄起り、高等法院を開くに方り、君は星亨、大井憲太郎、北田正董等と共に其弁護人となり、是より名声天下に噴々たりしことは、君が執る所の代言業務中特筆大書すべき事なり。君は夙に民権論者なり。而して熱心に民権を唱道したり。一身を自由の犠牲に供して顧みざる所の愛国憂世家なり。自由党の組織せらるゝに方り、

南船北馬幹旋盡力する所あり、是を以て自由党の幹理に推され、爾來事務に鞅掌し終始自由党と進退を共にし、十六年自由党の解散したるにも係らず、君は依然として今日に至るまで尚ほ自由主義を確守して世の妄りに雷同附加して其主義を變するが如き輕躁輩とは固より天地の差あり、君が忍耐心に富み剛毅力に富める、是を以て之を考ふるも実に明瞭なりとす。曩に自由燈、公論新報の発刊せるも君が最も心力を盡したるの賜なりと謂はざるべけんや。…君、天性温厚実着にして未だ曾て経歴の跡あるを見ず。且つ機敏にして智者の評あり。事を執る懇切周到、他の自由黨員が疎豪單純なるに似ず、君の如きは自由黨員の中に於て絶無の偉男子と稱するも、敢へて過譽溢美ならざるなり。宜なるかな其幼時、既に蘄然として頭角を露はし、今日隱然として自由の領袖となるや。

I 勤勉と親切を以て売出したる泰造先生。…最も早く代言人となり、正直を売物にして漸く産を興せり。

(句読点は新井が記す)

自由民権運動の渦中で山田泰造の活動の特徴としては、民権激化事件、特に福島事件、加波山事件、大阪事件など著名な事件の公判廷において、政府の暴政によって弾圧された民権家の弁護に熱心に取り組んだことである。したがって、この時期の人間山田泰造の評価は比較的が高い。それは福島事件の弁護をはじめ諸激化事件の弁護活動について見られる。

「A」によると、評価は二つに別れ、異なった山田泰造のもつ人間性を示している。甲は、「高等法院ノ弁護ノ如キ着実温和ニシテ聴クニ足ルベシ」を評価し、乙は、花香恭次郎に対しての弁護を評価しながらも、弁護が不得手であること、自由党の中であって、自由党の懇親会の幹事に選ばれるのも、該黨員は才能を評価して選んでいない、「小使然ト能ク熱心ニ働ク」からだ。そのうえ

党派性のないことも率直に指摘している。

その他の「評伝」では全体として、剛毅果断の勇をもち、温和沈着、篤実にして人を欺かない、忍耐心、勤勉、親切、正直などと、誠実で豊かな人間性を評価している。

「H」は、自由党が組織される過程でも解散したあとも自由主義を確守して頑張り抜いたことについて「世の輕躁輩とは固より天地の差あり」と評価している。

## 二 『朝野新聞』に見る福島事件の弁護(3)

### (一) 弁護団の組織

福島事件の高等法院における裁判は、その予審が一八八三(明治十六)年二月十二日より開始された。四月十二日に結審、五〇名が無罪となった。しかし、河野広中・田母野秀顕・愛寧堅沢・平島松尾・花香恭次郎・沢田清之助の六名は、ただちに「内乱罪」として高等法院検察官検事渡辺驥によって高等法院裁判長玉乃世履に公訴状が提出されたのである。

公訴の理由としては、「政府ヲ顛覆スルノ目的ヲ以テ内乱ノ陰謀ヲ為シ、未ダ予備ニ至ラザルモノニシテ、刑法第百二十五条第二項ニ依り、第百二十一条及第六十八条ニ照シ処断スベキ者トス」というものであった(4)。

政府は、第一級の判事と検事を揃えて裁判に臨んだ。裁判長には大審院長玉乃世履が登用され、陪席裁判官は、元老院議員から長岡護美、河田景与、林友幸、大審院判事から岡内重俊、関義臣、武久昌孚の六名であった。検察官は、大審院検事長の渡辺驥、検事竹内維積、堀田正忠、澄川拙三がなった。この人選からして政府は、高等法院における福島事件の裁判を重視して取り組んだことがうかがえる。三宅雪嶺は、『同時代史』で「被告の弁護人は当時有数の代言人にして、弁論に長じ、鷲を鳥とし兼ねまじければ、検事にも之と検討し得る者を擧ぐべしとて、人選に苦心し、ポアソナードは門下

の「青年堀田正忠を推薦す」と述べている<sup>5)</sup>。

高等法院での公判の開始は、一八八三(明治十六)年七月十九日  
で、八月二八日に審理が終り、九月一日に判決が下った。この間、  
二十数回にわたって開廷されているが、被告の弁護団も「廣徳館」  
所屬の当時一流の民権家代言人が名を揃え弁護に当たった。

被告六名の弁護人は、河野広中に星亨、田母野秀顕に大井憲太郎、  
愛寧堅沢に北田正董、平島松尾に中島又五郎、沢田清之助に植木綱  
次郎、そして花香恭次郎には山田泰造が担当したのである。

当初、花香恭次郎の弁護人は林和一が担当することになっていた  
が、林が病気を患い、六月二十二日に、林和一に代って山田泰造が  
花香の弁護を引き受けることになった<sup>6)</sup>。

福島事件の弁護については、すでに一八八二(明治十五)年八月  
末に宇田成一、赤城平六、五十嵐武彦、山口千代作、中島友八らが  
訴訟運動の方針を出し、原平造が自由党の代言人の意見を聞くため  
に東京に赴き、星亨、大井憲太郎の意見を求めたときから始まった  
といえる<sup>7)</sup>。その後、山口千代作、三浦文治らが上京して、大井、  
北田正董、林和一らに会って指導をうけ<sup>8)</sup>、十一月八日には、自  
由党本部の幹事宮部襄にも面会して、福島県会津の窮状をつげ、本  
訴訟の提起やその他の指導のため自由党員の応援を要請したのであ  
る<sup>9)</sup>。

「廣徳館」は、さきに自由党に加入した代言人らを中心にして、  
星亨が、大井憲太郎、北田正董、林和一、中島又五郎、山田泰造、  
植木綱次郎、武藤真中、松尾清次郎らと相談して、一八八二(明治  
十五)年十二月十日に、京橋区鎗屋町十五番地に法律研究所を設け  
名づけ「廣徳館」といった。そして「法律を研究し兼て志士の法網  
に触れたる者又は無資力にて冤枉を伸ぶるに由なき者のために義侠  
的弁護の労を執」った<sup>10)</sup>。「廣徳館設立趣意書」(「自由新聞」明  
治十五年十二月六日)によると、館主に宮部襄がなっている。

民権代言人は、自由民権運動で法に触れた者をはじめ、無資力者  
で無実を訴える人達の救済のために立ち上がり無報酬で弁護したの

である。「廣徳館」に加入した代言人は、多いときで四十余名にも  
達したといわれている。「廣徳館」は、自由党系代言人の実践的法  
律研究活動のセンターになっていったのである。代言人もまた自由  
民権運動に立ち上がり、政府の弾圧に対抗するために法律的にも理  
論武装していったのである。自由民権運動のなかで代言人が果たし  
た役割は大きい。

これら代言人の東京での活動拠点は、神田区(現千代田区)、日  
本橋区(現中央区)、京橋区(同上)であり、とりわけ銀座はその  
中心であった。そして、山田泰造の法律事務所も京橋区銀座三丁目  
十番地(現三丁目七番地)におかれていた<sup>11)</sup>。

## (二) 代言人山田泰造の活動

### ① 代言人の地位

明治政府は一八七二(明治五)年八月三日、太政官無号達をもつ  
て「司法職務定制」を定めた。「司法職務定制」は、わが国最初の  
裁判所構成法といわれ、全文三三章一〇八条からなり、裁判所の構  
成はもとより、およそ裁判に関するすべての事務について規定し、  
代言人制度もこれによって創設された。弁護士が代言人といわれて  
いた時代は、このときから一八九三(明治二六)年に弁護士法が制  
定されるまでをさしている。山田泰造は一八七七(明治十)年に代  
言人の免許を取得しているが、当時の代言人制度は、明治憲法とそ  
れに伴う諸法典が整う以前にあって、代言人職務には多くの制約が  
あった。

代言人の社会的地位は低く、「官吏の代言人を視ること猶僕隸を  
視ることく」<sup>12)</sup>、裁判所における代言人の処遇も弁護活動の条件  
もきびしいものがあった。

例えば、裁判所が代言人を呼び出すときは、期日の前日または当  
日になって事件名も用件も明記せず、ただ「○○日に出頭すべし」  
とだけ記載した呼出状を送りつけてくるが多かった。このため  
代言人は事務員で用がたりるようなことについてまでいちいち裁判



所まで出掛けなければならず、裁判所に着いてはじめて何の用件かを知るといふ有様であった。また、掛官との面会も時刻がはつきり分らないため、早朝から出掛けて午後おそくまで空しく待たされることも少なくなかったという。裁判所へ入るにしても、まず門番に名刺を示して認印を受け、これを受付を通じて掛官に差出さなければならなかった。用事を終え退出するときは、さっきの名刺に掛官の認印を受け、それを門番に交付してやつと門を出ることができた。用事が終わっても掛官の認印が受けられないときは、何時間でも控室で待たなければならなかった。法廷への出入りは、一般の訴訟関係人と同じように、訴訟口詰が大声で姓名を呼び捨てにして入廷させ「サガレ」という号令によって退廷したという<sup>13</sup>。

従つて代言人の法廷闘争は、被告人の人権擁護とともに代言人の弁護活動の権利拡張の闘いでもあった。山田泰造もこのように制約されている条件の中で、福島事件の弁護団の一員として、積極的な弁護活動を行ったのである。

## ②堀田検事の「傍聴禁止発言」に対処

高等法院における福島事件の公判は、一八八三（明治十六）年七月十九日、花香恭次郎の審問から始まった。公訴状に見られるように、被告が「政府ヲ顛覆スルノ目的ヲ以テ内乱ノ陰謀」に該当するか「盟約書」をめぐる、はじめから検察官と被告・弁護人との間で論戦が展開された。河野ら六名が有罪として公訴されたのは、この「盟約書」作成の参加者だったからである。

「盟約書」は原本がなく被告人の記憶に基づいて復元された。それが裁判上に重要な証拠物件として位置づけられたのである。したがって河野広中・花香恭次郎・平島松尾・田母野秀顕ら「盟約書」の内容は一致しないのは当然であった。

花香の書いた「盟約書」は、福島警察署で一八八三（明治十六）年一月十四日に書かれているが、『若松・福島両警察署訊問調査書（明治十五年十二月 至十六年一月）』綴の「被告人花香恭次郎訊

問調査」に添付されている<sup>14</sup>。その「盟約書」なる文章は、

### 盟約

第一条 我党ハ我日本国ニ在リ圧制政府ヲ顛覆シ真正ナル自由政体ヲ確立スル事ヲ務ム

第二条 我党ハ前条ノ目的ヲ達センガ為メ生命ヲ賭シ財産ヲ

擲ツヘシ

第三条 我党ハ我党ノ会議ニ於テ決定シタル事件ヲ決行ス

第四条 我黨員ニシテ我党ノ密事ヲ漏スモノハ直ニ斬ニ処ス

ヘシ

第五条 我党ハ以上ノ目的ヲ遂ケザレバ幾年月ヲ経ルモ塗ラ

サルベシ

右の盟約ハ我党ノ主義精神ニシテ則チ之ヲ神明ニ誓ヒ死ヲ以

テ之ヲ守ルモノナリ

未夕記憶ヲ写シ得ス然レ共大凡前書ノ如ク覚ヘ候

明治十六年一月十四日

花香恭次郎

とあり、この「盟約書」で問われたのが「圧制政府ヲ顛覆」するところにあつた。花香恭次郎は「余の起草せしには相違なければ其後之を或人に示したるに転覆なる語は穏かざれば改良と改むる方よかるべしとの忠告に依り従つた」と法廷で述べている。

内乱の予備の嫌疑に関わつて花香は裁判官に求めて、①福島警察署并に若松裁判所の口供、②福島島の事情、③同地官民の関係、④被告等と県令并に警察官の關係に就いて陳述した。

途中、堀田検察官は、花香の発言が重複していること、「公安に害あり」「語勢穏當でない」として、一般の傍聴まで禁ずる態度に出た。直ちに弁護団の反撃が始まつた。

（堀田）「本職の職権を以て花香恭次郎の陳述に限り傍聴を禁ぜられんことを請求す」

（判事）「此傍聴を禁ずると禁ぜざるとは本案に至大の關係ある者なれば例によつて陪席判事と評議の上決すべし」

（大井）「只今検察官より傍聴を禁せんことを請求されたり余は

花香の弁護人に非ざれども事連帯に巨るものなれば一言せん檢察官の請求は何れの点が如何なる理由に触れしやを明示せられず実に不完全の請求といふべし又是から後侮辱誹毀に涉りはせんかとの想像を以て禁止を請ふならば如何にも不都合の次第と云はざるを得ず故に若し請求を為す丈の理由あるならば之を明示せられたし」

(判事) 「其意味は聞取たりされど檢察官に明示を請ふと否とは拙者の職權なれば左様心得よ」

(大井) 「必竟余の意は檢察官の請求は其理由なきものなるにより傍聴を禁ずるやうのことなきを願ひ置くなり」

(花香) 「檢察官は余の陳述は本件に関係甚だ少なしとのことなれば幾分か関係あることは認めらるる所なるべしされど是は只檢察官の方より見て関係少きものにて余より見れば大なるものなれば傍聴を禁ぜられぬよういたしたし」

(山田) 「元來傍聴を許すことは被告人の利益のみに止まらず実に社会の利益なり国民裁判を信用せざるに到らば其邦亡ぶという位にて公然傍聴を許すは即ち国民の信用を増すものなれば最も社会の利益となるものなり余いま花香の陳述を聞くに少しは聞苦しきことあれども公安を害する程の事はなき様なり公安を害するといふものは例えば鹿児島事件の裁判を鹿児島にて聞くときの如き動もすれば傍聴人が喧騒を為す如きことある場合をいふものなり且本件は若松裁判所等の処置秘密なるより頗る物議を生ぜしものゆえ成るべく公明の裁判を受けたきものなれば傍聴を禁ぜぬやういたしたきものなり」

(星) 「余も連帯の關係を有するもの故一応述べ置かん檢察官の傍聴を禁ずることを請求せらるる理由を聞くに二点あり第一被告の陳述は本件に関係少きこと第二公益は則ち公安なり故に之を害するものは禁止せざるを得ずと云ふに在り第一の点は甚だ謂れなきことにして檢察官の想像丈

けにて被告弁護人等は之を以て重大の關係と思ふなり故に之は傍聴禁止の理由とするに足らず第二は公益と公安とを混同せる者にて是れ又其理由とするに足らず何となれば傍聴人等が之を聞いて為めに紛擾喧鬧することは公安を害すると云ふを得るも未だ以て公益に関するといふを得ざるなり斯く論じ来れば檢察官は或は被告の陳述を以て風俗を害する者はれんか是亦被告の陳述には不適當に語なり凡そ風俗を害するとは猥褻の言語を吐露するとか醜行を摘発するとかにあらざるよりは之を稱すべからず抑も此法廷は我邦未曾有の事にして世人の尤も注目する所且治外法權にも至大の影響を與ふるものなれば成る丈け公明の処置ありたきものなり」。

不当な檢察官の傍聴禁止発言に対して、弁護団の裁判公開についての必要な発言は、裁判官にも強く訴える力を持ち、高等法院は引き続き傍聴を認め、裁判の公開を最後まで保障した。このときの山田泰造の発言は、傍聴を認めることが、国民あつての国家、人權を土台に据えた国家の発展を考へてのもであつたと解釈できる。

福島県三島県令の暴政と福島県警察署の処置に対する弁護団・花香恭次郎ら被告による批判を高等法院の裁判長が長時間にわたつて許し、発言を禁止しなかつたことは、裁判長が公平にこの裁判を審理する立場に立つていたからでもある。

花香恭次郎も七月二十七日の開廷早々、裁判長に謝意もつて「官民の關係を述べべきなれど其前に一言申置くことあり一昨日来余の陳述に就ては両度まで檢察官の注意を受け最後には傍聴禁止の請求もありしかども幸に裁判長の寛大なるに依り猶弁論を自由にすることを得実に欣喜の至なり」とのべ、次の発言に入つてゐる。

### ③「盟約書」の「圧制政府の顛覆」をめぐる

被告人全体の「圧制政府の顛覆」の方法についての考えは、「公議輿論」によつて圧政を除くことであり、決して暴力に訴へること



でないことを高等法院の法廷で述べている。弁護団もまた「顛覆」についてまったく内乱の意図がないことを強く主張した。

これに対して渡辺検事は、六名は連帯して同一の犯罪だとして、「本件は内乱陰謀の犯罪にして：則ち其証拠は専制政府を顛覆し云々血判盟約書に於て已の非を覆はんとし或は警官の処置を挙げて以て己の罪を免れんとし密事を漏すものは斬に処すとの事を以て公明正大なりと主張し言を左右に托して罪跡を暗まさんとす然れども已に相当官吏の調査証拠物件等のあるありて到底之れを煙滅する能はず熟ら終始の事柄に付て考ふるに内乱陰謀の罪跡明瞭なりとす是れ本職等の公訴を為せし理由なり」と罪状を述べた。

弁護人星亨はただちに「檢察官は事甚だ重大なるものなる故証拠の盟約書に依て明なりとか内乱の陰謀あるとかにて断定を下さるるは迷惑千万と言はざるを得ず已に被告等の陳述にも之れを改正したりと言ひ之れを取消したりと云ふには毫も弁駁を加ふることなく只片言以て有罪とさるるのみにては決して服罪すること能はず故に檢察官には先づ此盟約書が如何なる理由ありて如何なる罪となるかを明言せられたし然らずんば余等之れに向て弁論を為すを得ざるなり」と、被告が「顛覆」を「改正」と訂正しており、檢察官の「内乱の陰謀がある」という発言は迷惑千万と反駁した。続いて他の弁護人も同様な反論を展開した。

この時の山田泰造は、「檢察官の所謂事実の理由を欠く者にして毫も証拠とするに足らず故に被告等を犯罪なりと認めらるるならば其所為の点に付明瞭に陳述せられたし」と指摘し檢察官を追及している。八月七日の弁論では、福島で事件が起こつて以来の詳細な事実をあげて福島警察署の処置について述べている。その第一に、治罪法の手続きに違反していること、第二に、不当不正な処分があつたことを指摘している。そして、福島警察署の行為は「現行法律の許す所に非ず然らば則ち豈之を相当官吏の調書といふを得んや」と糾弾しているのである。

堀田検事は、山田泰造の発言を取り上げて、「山田は福島の調書

は詐偽強迫に出でしを以て無効なりと成程裁判官たるものが詐偽強迫を為すは怪しかる話なりされど之を無効に帰すると否とは議論あり：福島警官等が詐偽強迫に近きことありしとするも被告等は之が為めに自由を妨げられて誣服したりとのこともなければ今更其有効無効を論ずる迄のことはなきなり尤も警官等が詐欺を用ひて調書を偽造したりとの証拠にてもあるならば又論ずべき点もあるべけれど弁護人の陳述には別段之無き様なれば到底之を無効なりといふを得ざるべし」と、これもまた警察官の「偽造」の証拠があるなら出せといわんばかりの発言であつた。

八月十四日の弁論で、山田泰造は「元來顛覆と云ふ字義を簡単に解釈するときは頗る危険の意味あるものなれど是れは被告の已に陳べし如く公議輿論に據るの意にて改良と改めし位故決して法律には触れざるべし今之を確めん凡そ人は心に思ふことあれば必ず外に顯るるものなり被告等果して政府を顛覆するの意ありしとせんか幾分か外に顯はるる所なかる可からざるに實際毫も然ることなし則ち其証は被告等は未だ曾て身に寸鉄を帯びず無名館其他の自宅搜索に於ても一も凶器やうの物なかりし以て其心中危険の計画なきを証すべきなり」と、被告人が武力を以て政府を顛覆する考えがないことで法律違反でない。しかも、無名館その他の自宅搜索で一も凶器は発見されていないし危険な計画は毛頭ない事を述べ、檢察官のいう「暴力による政府顛覆を陰謀した」との断定に対して、暗にその判断の危険性を指摘している。

その後堀田検事は、それまで山田泰造が主張してきた①福島警察署の調書は無効であること、②東洋改良の政略はできないことではないこと、③盟約書の取消しは真実であること、④顛覆は改良に直したること、⑤政府顛覆は内乱でないこと、の五点を取り上げて論じている。

八月二十一日の法廷では、

(山田)「檢察官は只漠然盟約書の取消は信ずるに足らずと云はるれど是れのみにては了解し難ければ詳細に述べられた

し」

(堀田)「盟約書の取消しのごとは本職の見る所にては被告等が罪状を軽からしめんとするに過ぎず而して其信すべからざる所以は時日場所等の相違其他前後の事実を以て証せしなり此事は再三已に陳べし者にて弁護人中には已に弁駁を為ししものもあるに今に至り山田の之れを問はるるはチト場合が遅きやうなり右陳べし次第にて信用すべからざるものなれば左様心得られよ」

(山田)「檢察官の弁論は只漠然として恰も一場の討論会の如く事実を外にして弁論さるるは実に不都合と云はざるを得ず故に詳細に陳述あらんことを請ふ」

(堀田)「是等のことは已に十分陳述したるなり且事實の詳細は調査にあることにて其必要の調査は互に朗読を請ふて確かめたることなり然るに今尚之を了解せざるは已むを得ざる次第なり本職は別に陳述するの暇あらざるなり」

このように檢察官は、山田泰造の要請に対しても、被告人の「盟約書の取消し」を信用できないものとして、正面から取り上げようとしなかつた。

山田泰造は八月二三日の法廷で、次のような発言をして、警察官の自宅捜索がいかに法を無視した人権を蹂躪するものであるかを檢察官に対して述べている。「檢察官は警察署の処置を至当の如くにいひなせど彼の自宅捜索の如きも相当の手續きを盡したりといふべきか捜索を為すに証人なく又物品目録をも製せず甚しきは夜中人家に闖入して一々取調を為す等盡く治罪法の手續に背かざるなし嗚呼斯の如き方法を以て妄りに人の内密を搜索す何人か法網に触れざらんや」と。そこには山田泰造が事実の真相を究明することに全力を尽くし、それに立脚して正当な権利を主張するとともに権力に対する憤りとも思える発言が見られている。

八月二十八日、山田泰造は、檢察官が求刑に入るに先立って一言申し述べるとして「実に我邦維新以来の景況たるや已に主上の御誓文

あり人民の希望も満足し居るの今日ならば被告等の所為は弁護人のいふ如く全く平和に改良を図るの意に過ぎざれば判官諸君幸に事実の在る所を察せよ」と、暴力による政府「顛覆」でなく「全く平和に改良」であることを再度裁判官に訴えている。

渡辺檢察官の求刑は、「被告人花香外五人の者は内乱の陰謀を為したることは是迄の弁論にて明瞭なり」とのべ、刑法第二百五条第二項、第六十八条「国事に関する重罪の刑は左の等級に照して加減す、一死刑、二無期流刑、三有期流刑、四重禁獄、五輕禁獄」に照らして「本件は審案するに被告等が政府を顛覆するを謀りし事實は共に首謀者なるを以て死刑より二等を減じ有期流刑に当る者」としたのである。

直ちに、被告・弁護団は無罪を主張した。山田泰造は「檢察官より刑の適用あり有期と断ぜられたれど本件事実は内乱の陰謀を証するに足らざるのみならず毫も法律にふるる者に非ず又盟約書は刑法に明文なければ是れ又法に触るる所なしと信ず」として、被告の無罪を主張した。

九月一日に判決が下されたが、檢察官の求刑が「有期流刑」としたのに、高等法院はさらに二等を減じて「輕禁獄」という最低の判決を下した。河野広中だけは七年、あとの六名は六年の量刑に処されたのである。無罪にさせえなかつたが、この判決には時の政府を相手に論戦した弁護団の奮闘とともに、裁判官の良心に基づいた厳正な審理に負うところが大きい。

山田泰造もまた全力を尽くして、花香恭次郎をはじめ被告人の人権擁護のために正当な弁論を展開したのである。

手塚豊は、論文「自由党福島事件と高等法院」で(15)、「当時の司法官はなんらの身分上の保証もなく、政府に対しては全く弱い立場に立たされていた。もし高等法院の裁判官が、河野ら全員に対して、証拠不十分を理由に、あるいは犯罪の事実なしとして、無罪を言い渡したとしたならば、どんな結果を生じたであろうか。恐らく、玉乃大審院長はじめ、關係裁判官一同、その官吏としての地位は、

到底保持できなかったであろう」と述べている。言い換えると政治的判決であったのである。

担当検事堀田正忠は、後年福島事件を語って「やあ今から考へると假令ひ職務とは言ひながら、実に気の毒な事をしましたよ。一体、福島事件は、今日から見ると、国事犯とは言へないのだが、まあ理詰で国事犯にしたやうなものです。併し、此方が河野君等の面目でしたらう。当時の被告人や、裁判官、弁護士の中でも、もう大半は隔世の人となったのですが、；其当時、私共は国賊か何かの如く見做され、裁判中、恐嚇的の手紙がずんずん舞込んだり、私の門前を高声で凄い文句を言つて通つたり、随分自由党の壮士連中から迫害されたりしてしたのですけれど、何分其時分私も血気盛んな二十五、六位の歳でしたから、何冀と思つて、脅迫さるればさる、丈、妙な敵愾心が起つて、今から思ふと随分感情に馳せた論告をしました。其当時、此裁判の人氣と云ふものは、大したもので、傍聴人は夜中の一時、二時頃から、裁判所の門に詰掛け、時々、煮売屋が出たといふ騒ぎでした」(16)、と述べている。

## 注

(1) 奥平昌洪『日本弁護士史』。

野口孝一『銀座煉瓦街と首都民権』。

(2) 新井一弘・大湖賢一「山田泰造(川崎)不屈の民権代言人」(大畑哲編『統よみがえる群像―神奈川の民権家列伝―』)

(3) 森長英三郎『裁判自由民権時代』(七四頁)によると、福島事件高等法院に関わる『傍聴筆記』については、渡辺義方編『福島事件高等法院公判傍聴筆記』一、一三編(絵入自由新聞社発兌、第一編は明治一六年七月二十八日刊)。

上村昌義編『福島事件高等法院裁判詳録』上中下(改良館発兌、上編は明治、六年八月刊)。

内藤久人編『福島事件高等法院傍聴筆記』全七冊。

川島幸信記『福島事件高等法院公判録』(一九五五年謄写版)。

などが紹介されている。

(4) この小稿では『朝野新聞』に記載された「傍聴筆記」に依る。刑法第二百二十五条

「兵隊ヲ招募シ又ハ兵器金穀ヲ準備シ其他内乱ノ予備ヲ為シタル者ハ第二百一十一条ノ例ニ照シ各一等ヲ減ス内乱ノ陰謀ヲ為シ未タ予備ニ至ラサル者ハ各二等ヲ減ス」第二百一十一条は、「刑法第二章国事ニ関スル罪、第一節内乱ニ関スル罪」に係わる条項で、

「政府ヲ転覆シ又ハ邦土ヲ僭竊シ其他朝憲ヲ紊乱スルコトヲ目的ト為シ内乱ヲ起コシタル者ハ左ノ區別ニ從テ処断ス

一 首魁及ヒ教唆者ハ死刑ニ処ス

二 群衆ノ指揮ヲ為シ其他樞要ノ職務ヲ為シタル者ハ無期流刑ニ処シ其情輕キ者ハ有期流刑ニ処ス

三 兵器金穀ヲ資給シ又ハ諸般ノ職務ヲ為シタル者ハ重禁獄ニ処シ其情輕キ者ハ輕禁獄ニ処ス

四 教唆ニ乘シテ附和随行シ又ハ指揮ヲ受ケテ雜役ニ供シタル者ハ二年以上五年以下ノ輕禁固ニ処ス」

第六十八条

「国事に関する重罪の刑は左の等級に照して加減す

一 死刑、二 無期流刑、三 有期流刑、四 重禁獄、五 輕禁獄」

(5) 『法政大学百年史』五一頁によると、堀田正忠は、一八五九年出生、一九三八年没、佐倉藩主の支流の出。正規の学歴らしいものは踏まずに何らかの方法でフランス語を修得したのち、明治六年、来日まもないボワソナードの私邸に森順正、岩野新平らとともに書生兼通訳として住み込み、その仕事を手伝いながら法学知識を身につけた。明治十三年、ボワソナードの推薦によって司法省に出仕、あわせて大審院検事に補

せられた。

- (6) 『朝野新聞』一八八三(明治十六)年六月二十四日には「又高等法院開廷の期も近寄たるに予審に附せられし福島県囚人花香恭次郎氏の弁護士人林和一氏は近頃病気に罹られしを以て同氏は其弁護を山田泰造氏へ依頼され一昨日高等法院へ届出られし」と記している。
- (7) 関戸覚蔵『東陲民権史』一一一頁。
- (8) 森長英三郎『裁判自由民権時代』六八頁。
- (9) 『喜多方事件百年』一七頁。
- (10) 奥平昌洪『日本弁護士史』四四五頁。
- 「廣徳館」の名称については、奥平昌洪『日本弁護士史』、中村菊男『明治的人間像』、東京弁護士会『東京弁護士会百年史』の記述では「厚徳館」としているが、自由新聞に掲載された「設立趣意書」の表記「廣徳館」をつかった。
- (11) 野口孝一『銀座煉瓦街と首都民権』。
- (12) 奥平昌洪『日本弁護士史』五三頁。
- (13) 東京弁護士会『東京弁護士会百年史』二四頁。
- (14) 庄司吉之助『日本政社党発達史』四九五頁。
- (15) 手塚豊『自由民権裁判の研究』(上)一三三頁。
- (16) 明治四十五年六月六日付「時事新報」人の昔「其六」の出典を、中村菊男『明治的人間像』五三頁より引用。

以上